

問1 保健所が事業所や保育所等において、濃厚接触者の特定や行動制限を含めた積極的疫学調査を行わないのは、なぜですか？

【回答】

・現在、本県において流行しているオミクロン株については、感染・伝播性が高く、潜伏期間と発症間隔が短いため、感染が急拡大し、濃厚接触者が急増することから、これまでと同様に、濃厚接触者を特定して待機を求め、行政検査を行うことは、保健所機能や検査体制への影響が非常に大きくなっています。

一方で、高齢者は若年者に比べて重症化する可能性が高いことから、高齢者等へ感染が急速に広がると重症者数が増加し、医療提供のひっ迫につながる恐れがあります。このため、国が示す基本的考え方や取扱いを踏まえ、感染リスクの高い同一世帯内や重症化リスクの高い方が入院・入所している医療機関や高齢者施設等を対象に、集中的に、濃厚接触者の特定や行動制限を含めた積極的疫学調査を実施することとしました。

問2 濃厚接触者とは？

【回答】

濃厚接触者は、患者(確定例)の感染可能期間(発症2日前以後)において、以下に該当する者を保健所が特定します。

- ・患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- ・適切な感染防護なしに患者(確定例)を診察、看護若しくは介護していた者
- ・患者(確定例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他：手で触れる事のできる距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防なしで「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する。)

問3 「濃厚接触者」と「濃厚接触の可能性のある方」との違いは？

【回答】

【濃厚接触者】

・保健所による積極的疫学調査に基づいて特定された方で、陽性者との最終接触日の翌日から5日間の待機をお願いしています。

【濃厚接触の可能性のある方】

・感染者の発生場所によっては、積極的疫学調査を実施しない場所があり、この場合、保健所による濃厚接触者の特定も行いません。

- ・保健所の調査に基づき特定した者ではない。
- ・事業所(施設管理者)等において、県が作成したチェックシートを参考に、自ら可能性があるとは判断した者であり、陽性者との最終接触日の翌日から5日間、不要不急の外出を控え、毎日の健康観察を行うなど、感染防止対策の徹底をお願いするものです。

#### 問4 接触とはどのような場面を想定しているのか？

##### 【回答】

- ・患者(確定例)とお互いにマスクの着用が無く、近い距離(1メートル以内)で15分以上会話や食事をした者
- ・換気の悪い「密閉」された空間で、多くの人が患者(確定例)と一緒に飲食や歌を歌ったりした者(部活動やサークル活動等での部室、更衣室等も含む)
- ・マスクやフェースシールド無しに患者(確定例)の食事介助や入浴介助を行った者など

#### 問5 保育所等や事業所で感染者が発生した場合、どのような対応が必要か？

##### 【回答】

・保育所等や事業所については、クラスターが疑われ、保健所が感染防止の観点から必要とする場合を除き、保健所による濃厚接触者の特定は行いませんので、保育所等や事業所内で県が作成したチェックシートを目安に濃厚接触の可能性のある方を把握してください。

その上で、健康観察や周囲で症状のある方への医療機関の受診を促すとともに、必要に応じて、自宅待機をお願いしていただくことが感染拡大を防ぐ上で重要になります。

#### 問6 県が作成したチェックシートを活用して濃厚接触者の可能性がある場合はどのような対応が必要か？

##### 【回答】

・チェックシートは、濃厚接触の可能性はあるか否かの目安として活用して、濃厚接触の可能性があり、無症状の方は、無料PCR等検査を活用してください。また、患者(確定例)との最終接触日の翌日から5日間は、不要不急の外出を控え、毎日の健康観察を行うなど、感染防止対策を徹底していただき、症状が出現した場合には、かかりつけ医又は発熱外来等の医療機関を受診してください。

なお、濃厚接触の可能性がない方でも、感染の不安がある方は、無料PCR等検査を活用してください。